

## 札幌市公文書館の休館日・開館時間について（案）

## 【休館日・開館時間】

- 1 休館日は、日曜日・月曜日・祝日、年末年始とする。
- 2 開館時間は、8時45分から17時15分までとする。

## 【理由】

- 1 公文書館の開設に際し、土曜日を開館日とすることで、新たな利用者の拡大や利便性の向上を図ることができる。
- 2 現状の文化資料室の閲覧者数や都道府県・他政令市の公文書館（39館）の実績から、当分の間、開館日数（5日間）と開館時間は現行どおりとし、利用者の拡大を図っていく中で、その利便性についても考慮していくものとする。  
※ 利用請求の受付時間等については、情報公開請求や証明書発行窓口等の受付時間等を参考に検討する。

## 【参考】

## ○ 閲覧者数

23年度文化資料室閲覧者数	1,359人（5.5人/日）
// 39館平均	1,451人（5.3人/日）

## ○ 都道府県・他政令市の休館日

土曜日休館は36%と最少（日曜日46%、月曜日51%）  
祝日は、約7割の館が休館日としている。

## ○ 文化資料室の休館日・開館時間

休館日：土曜日・日曜日・祝日、年末年始  
開館時間：8時45分～17時15分

都道府県・政令市公文書館 休館日一覧

都道府県・政令市名	閲覧者数	1日あたり	土	日	月	祝日	複合施設	
都道府県	北海道立文書館	2,582	8.8		○		○	● 開拓資料館等と併用
	宮城県公文書館	615	2.5	○	○		○	● NPOプラザ等と併用
	秋田県公文書館	2,106	6.2					● 図書館と併用
	福島県歴史資料館	1,248	4.1			○		● 文化会館と併用
	茨城県立歴史館	140	0.5			○		● 博物館と併用
	栃木県立文書館	707	2.9	○	○		○	
	群馬県立文書館	1,300	4.4			○	○	
	埼玉県立文書館	4,020	13.7			○	○	
	千葉県文書館	1,521	5.2		○		○	
	東京都公文書館	2,249	9.2	○	○		○	
	神奈川県立公文書館	1,086	3.7			○	○	
	新潟県立文書館	719	2.3			○		● 図書館等と併用
	富山県公文書館	-	-	○	○		○	
	福井県文書館	393	1.3			○		● 図書館と併用
	長野県立歴史館	326	1.1			○		● 博物館と併用
	岐阜県歴史資料館	253	1.0	○	○		○	
	愛知県公文書館	2,259	9.2	○	○		○	
	京都府立総合資料館	2,380	9.7				○	
	大阪府公文書総合センター	516	2.1	○	○		○	
	兵庫県公館県政資料館	199	0.8	○	○		○	● 迎賓館と併用
	奈良県立図書情報館	202	0.7			○		● 図書館内に公文書館機能
	和歌山県立文書館	144	0.5			○		● 図書館と併用
	鳥取県立公文書館	1,015	4.1	○	○		○	● 図書館と併用
	島根県公文書センター	-	-	○	○		○	
	岡山県立記録資料館	1,556	5.3			○	○	
	広島県立文書館	1,218	5.0		○		○	● 図書館等と併用
山口県文書館	2,372	8.1			○	○	● 図書館と併用	
徳島県立文書館	482	1.6			○			
香川県立文書館	2,104	7.2			○	○	● 図書館と併用	
大分県公文書館	622	2.5		○	○	○	● 図書館等と併用	
佐賀県公文書館	-	-			○			
沖縄県公文書館	4,812	16.4			○	○		
都道府県平均・集計	1,350	4.8	10	14	17	22		
政令市	川崎市公文書館	2,853	9.7			○	○	
	名古屋市市政資料館	2,000	6.5			○		● 歴史的建造物(旧控訴院)
	大阪市公文書館	1,576	6.4	○	○		○	
	神戸市文書館	1,979	8.1	○	○		○	
	広島市公文書館	2,119	8.6	○	○		○	
	北九州市立文書館	1,125	4.6	○	○		○	
	福岡市総合図書館	-	-			○		● 図書館内に公文書館機能
政令市平均・集計	1,942	7.3	4	4	3	5		
都道府県・政令市平均・集計	1,451	5.3	14	18	20	27		
			36%	46%	51%	69%		

休館日に関するこれまでの検討経過について

#### H21.3 公文書館基本構想検討委員会市民利用会議からの提言

##### 3 施設のあり方など

○ 施設の立地等については、究極的には都心部が望ましいですが、その位置や、新設か、廃校等既存施設の活用かは、経費との見合いの中で検討されるものと考えます。また、土日にご利用できることが望まれます。

#### H21.6 札幌市公文書館基本構想への提言

##### 2 公文書館の施設のあり方

###### (4) その他

施設の土・日曜日の利用は、公文書館の運営が軌道に乗った段階で検討すべき課題と考える。

#### H21.11 札幌市公文書館基本構想

##### 第5 公文書館の設置・運営

##### 2 施設のあり方

###### (4) その他

施設整備にあたっては、空き校舎など既存の未利用施設の活用や他の公共施設との複合化等も検討していきますが、いずれの場合であっても、必要な施設規模や構造、設備等を満たすことを考慮する必要があります。

また、施設の土・日曜日の利用については、公文書館の運営のあり方を踏まえ、検討します。

#### H23.6 札幌市公文書館整備計画

特に記述なし

## 公文書館の概要について

～公文書管理条例のパブリックコメント（平成 24 年 2、3 月実施）資料より

### 【参考】 特定重要公文書を保存、利用する施設としての公文書館の開設

札幌市公文書管理条例（仮称）で規定する特定重要公文書の受け入れ、永久保存、利用制度の運用は、今後設置予定の公文書館で行うことを想定しています。

#### 1 公文書館の開設場所・開設時期

公文書館は、利用者の利便性及び公文書の収容能力等を考慮し、中央区南 8 条西 2 丁目の旧豊水小学校複合施設を改修して、平成 25 年度中に開設することを予定しています。

#### 2 公文書館の機能

公文書館は以下の機能を担います。

- (1) 特定重要公文書を、適切な管理が行える書庫に整理・保存し、必要に応じて修復等も行うこと。
- (2) 特定重要公文書の目録を整備し、利用者に公開すること。
- (3) 特定重要公文書の閲覧・複写などの利用請求に対応すること。
- (4) 公文書や札幌市の成り立ちについての利用者からの相談に対応すること。
- (5) 市民の方や市職員向けに公文書の重要性についての普及啓発を、展示、講演会、ホームページ等により行うこと。
- (6) 公文書館の機能を維持・向上させていくために、上記(1)～(4)について調査・研究を行い、刊行物等で発表すること。